

# 長崎県後期高齢者医療広域連合議会公印規程

平成19年2月2日 議会訓令第1号

平成19年3月30日 議会訓令第2号

## (趣旨)

第1条 長崎県後期高齢者医療広域連合議会の公印については、この規程の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この規程において公印とは、公文書に使用する議会印をいう。

## (公印の名称、ひな形等)

第3条 公印の名称、形状、大きさ、書体、用途、管理者及び個数は、別表のとおりとする。

## (公印の管理者)

第4条 公印の保管は、管理者が責任をもって行わなければならぬ。

## (公印台帳)

第5条 公印を登録し、これを整理するため、総務課に公印台帳(別記様式)を備える。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

名称	ひな形	形状	大きさ (ミリメートル)	書体	用途	管理者	個数
広域連合議会印	1	正方形	36	れい書	議会名をもつてする文書	総務課長	1
	1	正方形	24	れい書			1
広域連合議會議長印	2	正方形	24	れい書	議長名をもつてする文書	総務課長	1
広域連合議会副議長印	3	正方形	24	れい書	副議長名をもつてする文書	総務課長	1
広域連合議会仮議長印	4	正方形	24	れい書	仮議長名をもつてする文書	総務課長	1
広域連合議会運営委員長印	5	正方形	24	れい書	議会運営委員会委員長の名をもつてする文書	総務課長	1
広域連合議会特別委員長印	6	正方形	24	れい書	特別委員会委員長の名をもつてする文書	総務課長	1

1

長崎県  
後期高齢者  
医療広域連合  
議会印

2

長崎県  
後期高齢者  
医療広域連合  
議会印

3

長崎県後者  
期高齢者域  
医療広域連合  
議会印

4

長崎県後者  
期高齢者  
医療広域連合  
議会印

5

長崎県後者  
期高齢者  
医療広域連合  
議会運営委員会  
印

6

長崎県後者  
期高齢者  
医療広域連合  
議会特別委員会  
印